平成 27 年 6 月 10 日

各　　位

会 社 名　アンリツ株式会社
代表者名　代表取締役社長　　橋 本 裕 一
（コード番号　6754　東証第一部）
問合せ先　取締役 常務執行役員 谷合 俊澄
（TEL 046－296－6507）

当社取締役に対し新たに導入する業績連動型株式報酬制度についての補足説明に関するお知らせ

第 89 期定時株主総会における第９号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬額及び内容決定の件」についての補足事項

当社は、平成 27 年４月 27 日付の「当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社取締役に対し新たなインセンティブ・プランとして業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することに関する議案を平成 27 年６月 25 日に開催する第 89 期定時株主総会に付議することといたしましたが、その内容（第９号議案）につき、下記のとおり補足説明いたします。株主の皆様におかれましては、平成 27 年６月３日付の「第 89 期定時株主総会招集ご通知（47～48 頁）」とあわせてご参照くださるようお願い申し上げます。

記

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託を通じて当社株式を取得し、当社取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。）に対して、当社取締役会が定める役員株式交付規程に従って、その役位および経営指標に関する数値目標に対する達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度であります。

- **本制度の対象となる取締役は、業務執行取締役に限られます。社外取締役および監査等委員である取締役は本制度の対象外であります。**
- **信託を通じた当社株式の取得は、金融商品取引所の取引市場を通じて取得しますので、本制度による当社株式の希薄化は生じません。**

（２）本制度における各取締役に付与されるポイント数の算定方法

別途定める役員株式交付規程に基づき、毎年所定月に各取締役の役位別交付基準額が決定されます。各取締役に付与された当該役位別交付基準額に、当社の定める経営指標に関する数値目標に対する達成度と各人が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度で構成される業績貢献度係数を乗じて得た額を、さらに基準株価で除して得られる数値をもって、各取締役に対して付与するポイント数といたします。なお、各取締役に付与されるポイントは、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます。

- **ポイント数の算定式は、以下のとおりであります。**

$$\text{ポイント数} = \frac{\text{役位別交付基準額} \times \text{業績貢献度係数}}{\text{基準株価}^{※}}$$

業績貢献度係数 ＝
経営指標に関する数値目標に対する達成度係数（0～2.0）×0.7
＋
非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度係数（0～2.0）×0.3

※基準株価は、平成 27 年６月の各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（１円未満の端数は切り上げるものとします。）といたします。

- **中期経営計画「GLP2017」（2017 年度の連結売上収益目標 1,200 億円、当期純利益目標 130 億円）を踏まえ、本信託設定期間中の各事業年度における連結売上収益、連結営業利益、営業ＣＦ、資本効率（ACE※、ROIC）の目標値（期初の決算短信公表値）に対する達成度、ならびに非財務的観点を含む経営目標に対する達成度に基づき、0～200%の範囲で決定されます。**

※ACE（Anritsu Capital-cost Evaluation）：税引後営業利益－資本コスト

以　上

（ご参考）
※平成２７年４月27日付の本制度に係る適時開示資料であります。

平成 27 年 4 月 27 日

各　　位

会 社 名　**アンリツ株式会社**
代表者名　代表取締役社長　　橋 本 裕 一
（コード番号　6754　東証第一部）
問合せ先　取締役 常務執行役員 谷合 俊澄
（TEL 046－296－6507）

当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、当社取締役に対し信託を用いた新たなインセンティブ・プランとして業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 89 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本制度の導入の背景および目的

当社は、平成 27 年度を初年度とする 3 ヵ年の中期経営計画を策定し、更なる成長を果たすべく事業展開を進めております。また、本日付で別に公表しました「定款の一部変更に関するお知らせ」に記載しましたとおり、当社は、本株主総会においてかかる定款変更議案がご承認いただけることを条件として、現行の監査役会設置会社から、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）の施行により創設される監査等委員会設置会社へ移行することとなります。

当社は、監査等委員会設置会社へ移行した後においても、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値の向上に努めていく所存です。ついては、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役および監査等委員であるものを除く。以下同じ。）に対し、経営指標に関する数値目標の達成度等と連動させる仕組みが採り入れられた透明性および客観性が高いとされる信託を用いた新たなインセンティブ・プランとして、本制度を導入することといたしました。当社取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件といたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社取締役に対するストック・オプション報酬制度については、現在発行されている各新株予約権につき各々の行使期間満了または権利消滅のときまで存続させることとし、今後は新たなストック・オプションを付与しないことといたします。

（注）平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、当社の重要な使用人である執行役員および理事に対しても、本制度と同じ仕組みのインセンティブ・プランを導入することを決定しております。

２．本制度の概要

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）を取得し、当社取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式交付規程に従って、その役位および経営指標に関する数値目標に対する達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を毎年交付する業績連動型株式報酬制度であります。当社取締役会は、役員株式交付規程に従い、本制度の対象となる期間において毎年所定の月に、ポイント算定の基礎となる金額を定め、それに応じた当社株式が毎年所定の月に当社取締役に交付されることとなります。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

＜本制度の仕組みの概要＞

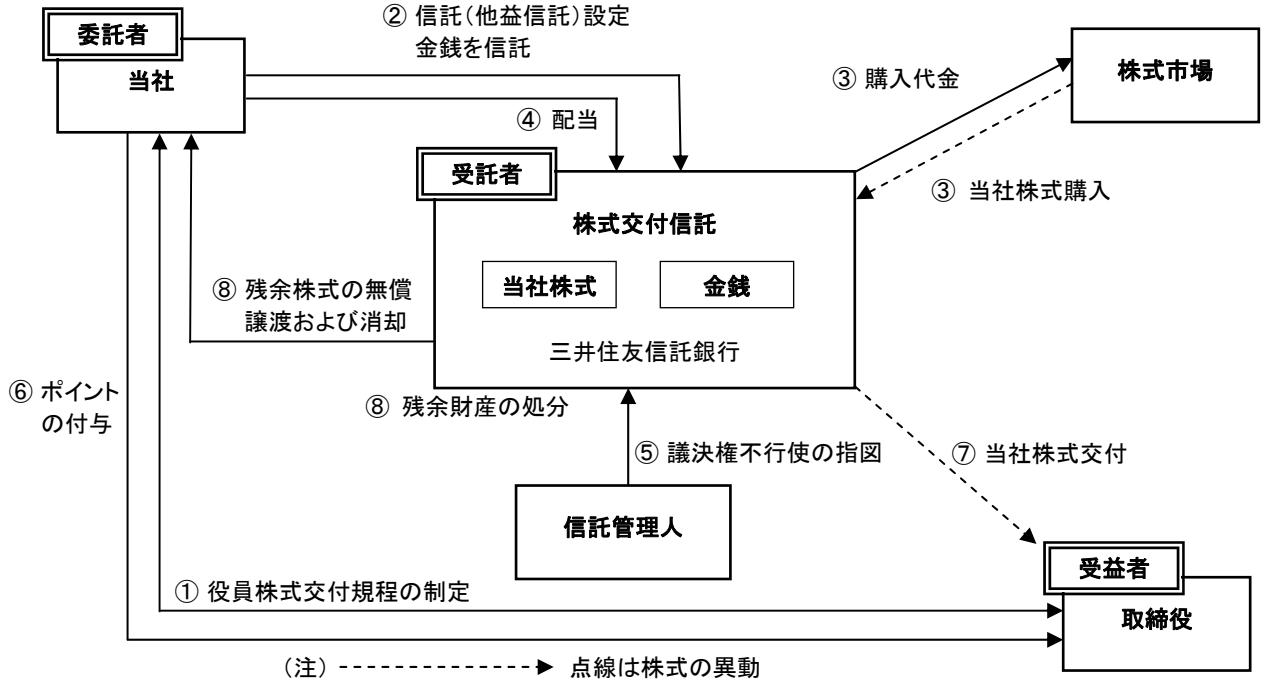

① 当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得て、取締役会において「役員株式交付規程」を制定します。

② 当社は、本株主総会で承認された範囲内で、役員株式交付規程の適用対象となる取締役を受益者とする「金銭以外の金銭の信託（他益信託)」(以下「本信託」という。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。

③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、取締役に将来交付することとなる当社株式を、株式市場等を通じて取得します。

④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われることとなります。

⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

⑥ 当社は、取締役に対し、信託期間中、役員株式交付規程の定めるところにより、将来交付することとなる当社株式を算出するための「ポイント」を付与します。

⑦ 役員株式交付規程に定められた要件を充足した取締役について、所定の受益者確定手続きを行ったうえ、受託者は、その取締役に対し当社株式を交付します。

⑧ 信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、役員株式交付規程の定めるところにより、以下のとおりとする予定です。

イ) 本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等を同一目的新信託に移転させます。

ロ) 前記イ)の処理後、さらに本信託内に当社株式が残存する場合は、当社は当社株式を無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行います。

ハ) 前記イ)の処理後、さらに本信託内に金銭が残存する場合は、当社、受託者および信託管理人が協議し定めた当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附します。

（２）信託の設定および信託金額

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（４）および（５）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（３）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られた場合、当社は、平成 27 年３月末日で終了する事業年度から平成 30 年３月末日で終了する事業年度までの４事業年度（以下「当初対象期間」という。）における当社取締役の報酬等に関し、別途定める信託期間において、本制度に基づく当社取締役への交付を行うための株式の取得資金として、１億円を上限として本信託に拠出いたします。この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

なお、当初対象期間終了後も、本制度を継続する場合は、あらためて株主総会に付議することといたします。

（３）当社株式の取得方法および当社取締役に交付される当社株式の数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（２）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じてこれを実施いたします。

本信託により取締役に交付される当社株式の数の上限は、当社が本信託に拠出する金員の上限額である１億円を、平成 27 年６月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値（１円未満の端数は切り上げる。以下「基準株価」という。）で除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨てる。）とします。

当初対象期間については、本信託設定後遅滞なく、当該上限の範囲内において、当社株式を取得するものといたします。

（４）各取締役に付与されるポイント数の算定方法

当社取締役会が定める役員株式交付規程に基づき、毎年所定の月（初回は平成 27 年８月予定とする。）に各取締役の役位別交付基準額が決定されます。各取締役に付与された当該役位別交付基準額に、当社の定める経営指標に関する数値目標に対する達成度と各人が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度で構成される業績貢献度係数を乗じて得た額を、さらに基準株価で除して得られる数値（小数点以下の端数は切り捨てる。）をもって、当該取締役に対して交付するポイント数といたします。

なお、各取締役に付与されるポイントは、下記（５）の交付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様によるご承認の決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（５）株式交付時期

受益者要件を充足した当社取締役は、毎年６月（初回は平成 27 年８月予定とする。）に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（４）で付与を受けた確定ポイントに相当する当社株式等について、本信託から交付を受けることができます。

（６）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、当社から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（７）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（８）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式交付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ役員株式交付規程および信託契約に定めるところにより、当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附されることになります。

（ご参考）

【本信託の概要】

① 名称：役員向け株式交付信託

② 委託者：当社

③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社

④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者

⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります

⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

⑦ 本信託契約の締結日：平成 27 年８月７日（予定）

⑧ 金銭を信託する日：平成 27 年８月７日（予定）

⑨ 信託の期間：平成 27 年８月７日（予定）～平成 30 年 ８月末日（予定）

以　上